県民の友
発行所 和歌山市小松原通一丁目 和歌山県企画広報課
編集印刷発行人 山本正三
印刷所 和歌山県印刷所
旬刊 1日11日、21日発行
定価一部2円50銭

林氏ら晴れの受賞
米作日本一県大会表彰式

朝日新聞社主催の「米作日本一大会」には県も全面的に賛同して毎年県大会を開催しているが、本年度は三百二十一農家が参加して競作を行い、二月二十一日に入選六氏の表彰式を挙行した。

晴れの受賞者は

○多収○第一位—林正夫(有田郡藤並村)、同第二位—東出種雄(那賀郡川原村)、同第三位—塞川新兵衛(日高郡丹生村)、辻本一郎(伊都郡笠田町)

○技術賞—尾崎康次(那賀郡長田村)、小山金一郎(海草郡加茂村)の六氏で、

先ず根木農業改良課長から別項の通り詳細な審査報告があり、次いで小野知事と高瀬朝日新聞和歌山支局長からそれぞれ賞状と賞品を贈呈、続いて小野知事から

天候と病虫害の悪条件をのりこえ、反収四石二斗以上の好成績を挙げられた受賞者各位に深甚の敬意を表する。今後とも研究に精進されて、本県の農業振興に尽力願いたい。

と挨拶があり、坂県議会議長、沢井県指導連会長、田中県農共済連会長らの祝辞、受賞者代表林正夫氏の謝辞があつて式を閉じた。

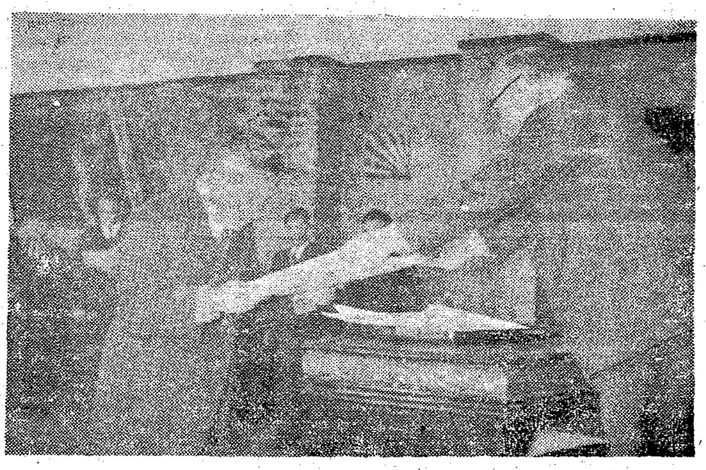

先ず地力の増進を
米作りの苦心談を聞く

表彰式が終つて例年通り入賞各氏の「米作り座談会」を開催したが、席上で語られた苦心談のうち一部を記録してお眼にかけよう。

林 正夫氏

競作会に参加した田は湿田で、反当二石余りの生産力しかなかつたので、昭和十七年に暗渠排水を行つた。又深耕して堆厩肥料を多く施用し地力の増進に努めた。毎年稲藁三反、麦稈一反の藁稈を自給肥料として施すようになつてからはだんだん地力も増してきて今日に至つている。

苗代には坪当五合を畑に播いて(四月二十五日)から二十日後に一回仮植し、五十七日苗として健全に育て、六月二十一日に田植えをした。苗代の肥料としては四月始めに下肥を撒布しておき、中頃にサナギ六〇匁、木炭一六〇匁を混ぜて施用した。

本田へは元肥として反当り牛骨粉二〇貫、焼草木炭四〇貫、堆肥二五〇貫、加里二貫を六月十四日に施し、追肥として七月五日にサメカス八貫、加里二貫、八月六日にサメカス二貫五百匁を施した。

病虫害の駆除は、第一回六月二十七日にDDT乳剤にニコチンを加工撒布し、第二回は七月十日DDT乳剤、第三回は七月二十一日にボルドー液を撒布したが、メイ虫の被害を少し受けた。もう少しメイ虫に注意を払つていたら、もつと収量が多かつたのではないかと思う。

田植の密度は縦七寸、横一尺二寸の並木植だつた。

尾西 康次氏

泉砂岩の老朽化甚だしい水田であるが、秋落を防ぐために毎年客土(既に一万貫)と山野草による堆厩肥(元肥四百貫、追肥五百貫)によつて地力の増進に努めた。健苗育成のためには苗代を一合八勺の薄播きとし、田植には二本位分けつしたものを植えた。

五月十一日に播種して六月二十一日に田植えをしたが、植付の株間は九寸三分に八寸四分の二本植えとし、本田元肥は代播の前日に全面に骨粉一〇貫、過燐酸石灰一〇貫、硫安一貫、硫酸加里二貫本撒布し、堆肥四〇〇貫は耕起のときすきこんだ。追肥は七月十六日に硫安二貫と硫酸加里一貫、七月二十三日に石灰二〇貫、八月三日に硫安三・五貫と硫酸加里一貫、八月二十五日に硫安二貫という風に六回に分施したが、七月中は施用を抑え目にして八月以後に多く施用する。

病虫害の防除対策として、二化メイ虫駆除に田植五日後から七月十日まで、全力をあげて一株毎に調べて手で除去した。昨年は豊旭が大変よかつたので今回も栽培したのであるが、出穂時の冷害のため被害を受け、八月当初の収穫予想が外れたので、今年度からは豊旭のような極晩生種は一考を要すると思つている。

東出 種雄氏

私の耕作田は秋落のする砂壌土で、耕土も浅いため愛知旭を選んだ。苗代にレンゲ草を播き、三割を刈取つて七割をすき込み、苗の色を見て田植十日前に〆粕少量を施した。田植えは株間九寸の正方植えで一本植えにした。

中耕除草は四回やり、病虫害防除には二化メイ虫の茎取りを九月十日、十四日、十七日の三回行い八月二十五日と八月三十日の二回DDT乳剤を撒布した。

アパートなど64戸
県営住宅入居者受付始まる

昨年六月から建設にかかつていた鉄筋コンクリート造及びコンクリートブロック造共同住宅は、幾多の悪条件を克服して完成を急いでいたが、漸く完成の見通しがつき、三月中にはスマートな姿をお目見えできることゝなつた。家庭生活の合理化をモットーとして、水洗便所、ガス水道設備など、すべて衛生的、文化的な近代設備を施した理想的な小住宅であつて、住宅問題になやむ人々には、誠に喜ばしい福音である。

鉄筋コンクリート造共同住宅の方は、和歌山市八番丁及び雄湊(測候所東側)の二ケ所、各四階建(二四戸)二棟、間どりは六帖、四、五帖、四帖(板間炊事場)の三間と、玄関、物置、バルコニー、水洗便所、ガス水道設備付で家賃は一、七〇〇円である。

コンクリートブロック造共同住宅の方は、同じく和歌山市雄湊で、二階建(八戸)二棟、間どりは六帖、四、五帖、三帖(板間炊事場)に玄関、物置、水洗便所、ガス水道設備付で家賃は一、五〇〇円であつて、何れも設備、環境等申し分ないものである。

なお、入居申込及び入居者選定の方法は次の通りである。

入居申込者の資格

現に同居し又は同居しようとする親族(事実上婚姻と同様の関係にある者、婚姻の予約者を含む)があること。

入居者の毎月の収入(平均)の合計から扶養親族一人につき千円を控除した額が家賃の六倍以上二万円以下であること。

現在適当な住宅がなく、住宅以外の建物又は場所に居住しているもの、保安上危険又は衛生上有害な状態にある住宅に居住しているもの、他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けているもの、住宅がないために、親族と同居出来ないもの、住宅の規模又は間どりと世帯構成の関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にあるもの正当な事由による立退き要求を受け、適当な立退き先がないため困窮しているもの、住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされているもの、毎月の収入に比し著しく過大な家賃の支払を余儀なくされているもの、その他住宅に困窮しているものゝ一に該当すること。

申込方法

県建築課で交付している申込書(公営住宅使用承認申請書)に所要事項を記入して勤務先の月収証明書(月収証明書のないものは、事業所得納税証明書)を添え、入居家族の米穀通帳を持参して三月一日から同十日まで(日曜日を除く)午前九時から午後四時三〇分まで(土曜日は正午まで)に建築課へ申込むこと。建築課では申込書を審査して入居資格があれば抽籤番号を交付する。

入居者の選定

三月十二日午前十時より和歌山城公園内労働会館講堂で公開抽籤を行つて当選者を決め、更に当選者の実態を再審査して合格者を決定する

なお入居期日は四月上旬となる予定である。

"米作日本一県大會審査報告"

水稲の栽培についてのすぐれた民間技術を誘出し、これを全国農家に公開普及する目的で、朝日新聞社が企画された「米作日本一表彰」事業に対して、県は本年度もその趣旨に賛同して県競作大会を開催したのですが、昨年五月に公表して広く参加者を募り、三二一名の参加を得て種播き当初から華々しい競作が展開されました。

県はこの競作会について厳正公平な審査を行うため、各郡に郡審査委員会を設置し、参加者に対する予備審査、中間審査、三坪刈りによる第一次収量審査の三回に分けて審査を行うこととし県段階では、県及び農業関係の権威者二十一名による県審査委員会を設け、郡審査委員会から提出された成績報告の審議、第二次五坪刈りによる収量審査、技術解剖審査を行うことといたしました。参加者三二一名の諸氏は、苗の育成、本田の整地、田植、施肥、病虫害の防除等の栽培方法について多年のうん蓄を傾けて増収に努力されたことは、実に涙ぐましい限りでありましたが、不幸にしてケイト、ルース台風の襲来があり、日夜丹精をこめた競作田も水害と倒伏の被害を受けたのであります。その時は品種的に難をまぬがれた競作田でも、その後の稔実不良のために止むなく棄権した人もありました。

審査に当つては特に慎重を期して、先ず郡審査委員会において八月下旬から生育状況について予備審査と中間審査を行い、刈取期に三坪刈りを行つて郡市での順位を決定、収量の上位四点までを県審査委員会へ提出して貰いました。

県審査委員会では各郡市から選出された三二名の優良候補者について五坪刈り審査を実施しましたが、反当収量の算出方法は刈取つた生籾から一貫匁の試料を採り、農業試験場で電気乾燥器によつて乾燥し、玄米水分量一四%換算の四等米規格に調整して反当玄米量を出しました。その結果は、林正夫氏四石二斗六升、東出種雄氏四石二斗五升五合、塞川新兵衛四石二斗四升三合、辻本一郎氏四石二斗一升八合となり、審査の結果藤並村の林正夫氏の競作田を東海近畿ブロック審査委員会に推選しましたが、全刈審査の結果惜しくもブロックでは第五位となつて入賞を逸しました。そこで県審査委員会では前述四氏を県大会入賞者と決定したわけであります。

なお稲作栽培技術が優れ、で特異なもの本選抜するため、技術についても特別の審査を行いました。先ず東海近畿ブロック技術候補推選については、郡審査委員会の審査成績に基き優秀と認められる四氏の競作田を実地調査を行い、尾西康次氏を最優秀として推選しましたが、これまた全刈調査の結果入賞を逸したのであります。そこで県大会の技術優良者は小山金一郎氏と決定いたしました。

以上行いました審査の結査から概評を申上げますと、今回の参加者三二一名の中、県が審査を行つた三二点の品種関係は、旭系が一七点で全体の五五%を占めています。この品種は肥沃地で地味の深いところに適する品種ですが、肥料が多すぎると倒伏する危険が多く、これを防ぐには先ず地力の改良が大切であります。昔から地力は努力といわれていますが、この地力を増進する苦心は並大抵なものではありません。技術賞として東海近畿ブロックに推選した尾西康次氏は、永年土地改良に努力され、山土客土によつて泉砂岩地帯の老朽水田を改良すると共に、山野草による厩堆肥を多く施して地力の増進に努め、附近農家に比べて格段の増収を得ております。

また収量で最高となられた林正夫氏は深耕と堆厩肥の増施とで成功しています。その他県大会で入選された諸氏の技術を解剖してみましても、共通した増収要素は先ず地方の増進が第一であり、次いで健苗を育成して田植の工夫をこらし、又施肥の量や施肥の時期を稲の生育に応じて適切に実施している点であります。殊に注目すべきは、入選者の耕作田は出品田のみでなく経営面積全体が競作田とほぼ同様の成績をあげていることであり、農家経営全体がすべてに調和のとれている点であります。従つてこの諸氏が篤農家として実践された方法手段は一般に公開して恥じないものであることを確信すると共に、将来も本県農家のためあらゆる面から貢献されることを期待するものであります。

顧みますとケイト、ルース両台風による風水害、病虫害、秋の温度低下など、例年に比して多くの障害をよく克服され、一昨年、昨年にくらべて長足の進歩をみることができ、反当四石二斗以上の成績を記録された各位に対し、深甚の敬意を表する次第であります。

以上審査の結果に基きまして、一等一点、二等一点、三等二点、技術二点の入選を決定しました経過を申し上げました。

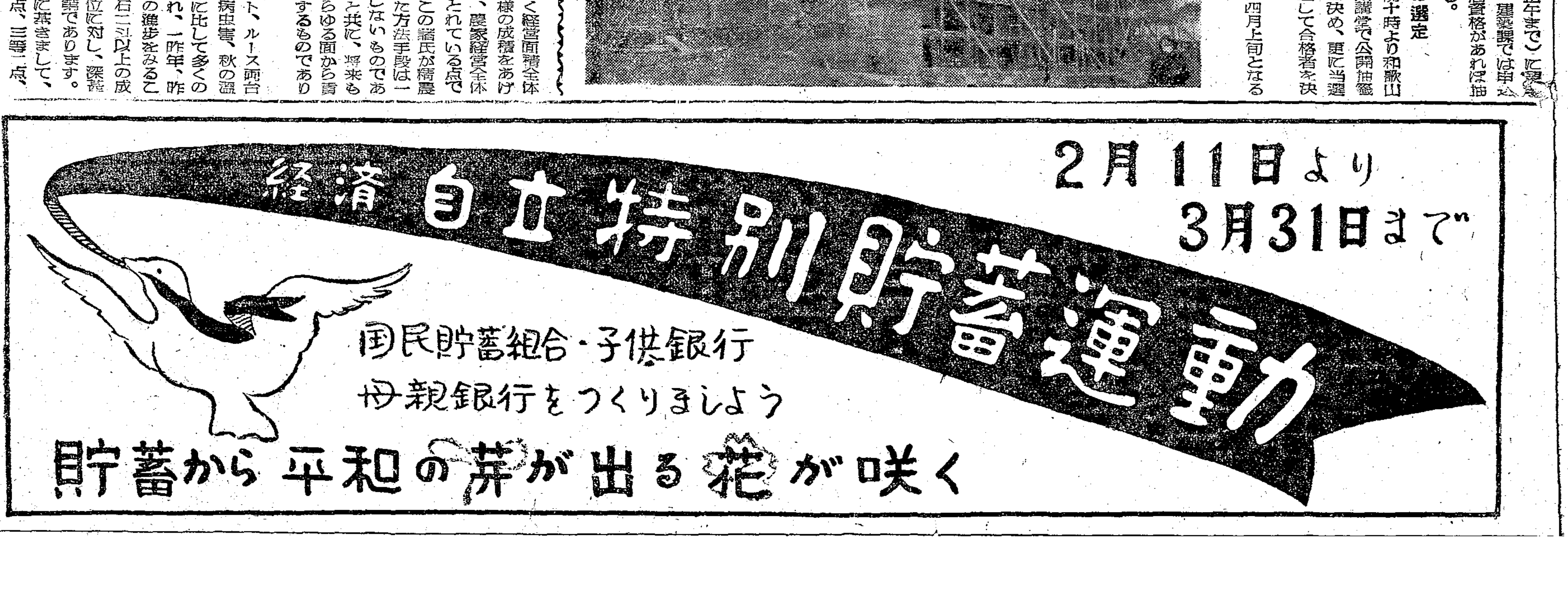

住民登錄・七月一日に實施

寄留制度 世帯台帳 を採長補短
ねらいは行政の円滑化

住民登録法は昭和二十六年六月八日に法律第二百十八号をもつて公布され、本年七月一日までの間において政令で定める日（政令案では本昭七月一日）から施行されることになつています。

この法律の趣旨は市町村がその住民を登録することによつて住民の居住関係を公認し、住民の日常生活の利便を増進するとともに常時人の状態を明らかにして、いろいろな行政事務を円滑にしてゆこうというねらいであります。

以下住民登録法のあらましについて説明しましょう。

現行の寄留制度は本籍外に住所又は居所を有する人を寄留簿に登録して、戸籍簿と相俟つて市町村住民の居住状態を明らかにするため、大正三年以来実施されてきましたが、市町村の住民全部の登録を目的とするものではないので、行政上の利用価値が乏しく、従つてこの制度の実施に対する市町村の積極的な熱意を期待することはむつかしい状況にありました。更にこの制度は、住所寄留と居所寄留という二種類の寄留を認めているために、事務が複雑な上に届出が怠られるなど、必ずしも実用的でなく、また市町村の住民の側からみますと、制度から受ける実益に比較して届出義務の負担の方が大きく、届出の励行を期待することも無理であつたといえます。

今までの寄留制度はこのように各種の欠陥がありますので、現在では殆んど本来の目的を達していないばかりでなく、市町村はこの制度のために年々相当額の経費を負担している関係から、これを早急に改革する必要に迫られていたのであります。

また市町村では配給制度を実施する必要上、昭和十五年頃から寄留簿とは別途に世帯台帳を作製して、これに市町村住民を世帳別に登録していますが、寄留制度がさきに述べたような実情ですので、世帯台帳を、住民を把握するための重要な基礎資料として、ひとり配給の事務だけではなく、選挙、徴税、統計などの各種行政事務の処理に利用している有様です。ところが世帯台帳の調整については法令上の根拠がないばかりでなく本人の申告だけを基礎としているために誤りも多く、これを市町村の台帳として行政の基礎資料とするには甚だ不完全なのです。

しかも配給制度が廃止された暁には世帯台帳もまたこれと運命をともにすることになりますので、早急にこの台帳に代る制度を樹立しておかなければ、将来市町村の行政事務を処理してゆく上に大きな支障を来たす結果になることは明らかなことです。

そこで、この住民登録法は現行の寄留制度と世帯台帳との各々の長を採つて短を捨て、市町村住民の登録によつて住民の利便をはかり、併せて市町村行政事務の適正簡易な処理を助けようという目的で制定されたわけです。

登録は住民票で 異動の都度記入する

それでは住民登録法には、どのようなことが規定されているかと申しますと、

一、住民登録に関する事務は、市町村の固有事務とすること。

二、市町村の住民について世帯を単位としてカード式の「住民票」を作製し、これに住民の氏名、年令、住所、本籍その他の事項を記載する。住所の異動その他「住民票」の記載事項に変動があつたときは、その都度これを届出又は市町村の職権によつて「住民票」に記載し、常時住民の居住状況を明らかにすること。

三、市町村の区域内に本籍を有する者については、戸籍に用紙（戸籍の附票）を添附して、これに各人の氏名、住所等を記載する。住所の異動その他「附票」の記載事項に変動があつたときはその都度これを市町村の職権によつて「附票」に記載すること。

四、住民登録の正確を保つため、住所地市町村と本籍地市町村との間において相互連絡を緊密にすること。

五、住民票の届出は原則として世帯主がしなければならないこと

六、転入、転居によつて新たに住所を定めた者については、新住所を定めた日から十四日内に届出をしなければならないこと。

などを定め、なお登録の正確な実施をはかるために、市町村の担当吏員に事実の調査権を与えた上、この法律の円滑な運営をはかるために罰則規定を設けています。

最初の登録はどうするか

住民登録法を的確に実施するには、先ず最初の登録を完全にしなければなりません。そこで住民登録法施行法を制定して最初に行う登録について規定されるわけですが、次にこの施行法案の内容を説明しましょう。

一　市町村は住民登録法施行（昭和二十七年七月一日）後、遅滞なく住民票及び戸籍の附票を作製すること。

二、住民登録法施行の日（昭和二十七昭七月一日）から十日内には、市町村の住民に登録の届出をさせること。

三、市町村は、右届出の励行及び住民票の記載の正確を図るため、住民票の記載事項を各世帯について調査すること。

四、住所地の市町村は、住民票を作製したときは、本人の氏名、住所等を本籍地の市町村に通知し、本籍地の市町村は、通知を受けた事項を戸籍の記載と照合し、その結果を住所地の市町村に通知すること。

五、市町村は、届出の励行及び正確を期するため、調査員を選任して事務を補助させることができること。

六、住民登録法の施行に関連して寄留法を廃止する外、必要な関係法律の整理を行うこと。

七、市町村は、昭和二十五年国勢調査令（昭和二十四年政令第三百六十四号）による国勢調査のとき設定された調査区に準じて調査区を定め、その調査区ごとに調査員一人を置くものとし、特別の事情がある場合には、二調査区以上に一人の調査員をおき、又は一調査区に二人以上の調査員を置くことができることなどが規定されることになつています。

戸籍謄本も不要 住民登録の数々の利益

さて、このようにして住民登録が実施されますと、市町村は、国は、私たち住民は、一体どんな利益を受けることになるでしょうか。

市町村の利益

住民票の利用によつて市町村の行政事務が正確に、簡易に処理されるようになると申しましたが、その一例を挙げますと、

一、選挙人名簿の正確な調整が可能になる。

二、不正受配を防止して、配給の適正化をはかることができる。

三、学令簿の正確、かつ簡易な調整が可能になる。

四、地方税の賦課徴収の適正化に資することができる。

五、予防接種台帳が正確になり、予防接種の実施に便利となる。

六、戸籍と住民票との間に関連をもたせることにより、戸籍の整理が容易となる。

七、生活保護を適正に実施することができる。

八、住民のための居住証明、印鑑証明、身元証明などの基礎資料として利用できる。

などが挙げられます。

国の利益

次に国としての利益を受ける点については、次のような事例を挙げられます。

一、住民票に基いて国内の常住人口を随時必要に応じて把握することができる。

二、住所不明の理由による国税徴収不能を減少させる。

三、犯罪捜査に便宜を与える。

住民の利益

各市町村の住民各人に与える便宜については次のようなものがあります。

一、住民票によつて、居住証明、身元証明、扶養証明など各種証明が簡単に得られ、殊に従来戸籍の謄抄本を必要とした種々な場合には、住所地の市町村役場から住民票の謄抄本の交付を受けて戸籍謄本に代用させることができる。

二、住民票は戸籍と関連をもつているので、人の住所を知ることによつて本籍を明らかにすることができ、本籍を知ることによつて住所地を明らかにすることができる便宜がある。

届出の励行が 法の生命を支配

最後に住民登録実施についての予算的措置について申上げましょう。この制度が市町村の固有事務とされている以上は、当然当該市町村がこれに要する経費を負担すべきであることはいうまでもありません。国はただ平衡交付金制度によつて市町村財政の均衡を化はかるにすぎないのです。が然し、最初の登録に限つて、地方財政法第十六条（補助金の交付）の規定からして市町村の財政上特別の必要があると認められ、国から補助金が交付される予定になつています。

以上述べましたように、住民登録法の施行は本年七月一日を期して一斉に届け出ることを基本方針としていますから、県民各位はこの法律の趣旨を深く理解され、届け出を励行されるとともに、この制度を広く利用されるようお願いする次第です。

届出の励行如何が、住民登録法の生命を支配することになるのであります。（地方課）

◇　◇　◇

御存じですか 公証制度の話

私達の住む社会には自ら秩序があり、生活を合理的に調整するためには人々の行為を一定の規準に従わしめ社会生活を効果的にする規則が必要です。このため色々の法律が設けられておりますが、ここではその一つである公証制度について述べる事にします。

公証事務は公証人といつて法律専門家の中から法務総裁によつて任命され、市民の嘱託に応じて公証事務を行う人の事をいゝます。

この公証人の取扱つた事務は秘密を厳守する義務があり、又利用者のためには法律上充分な保障がありますので誰でも安心して嘱託が出来るようになつております。

それでは公証人とはどんな仕事をする人でしょうか。それには先ず公正証書の作制であります。土地、家屋の売買や賃貸借のような大切な契約は皆法律行為ですからその手続や契約書の様式等については公証人に嘱託して公正証書にしておけばその手数や心配を省くことが出来ます。

それには契約当事者が公証人役場に行つて嘱託しますと、公証人はまづ出頭者が本人であるかどうかを確めその代理者である場合は本当に代理権限を持つているかどうかを確めます。次に、当事者の希望する契約内容が法令に違反したり無効でない事がわかれば、書面に作成して当事者に読みきかせ、当事者双方が間違いないと答えて署名捺印すれば自らも署名捺印して之を公正証書の原本とし厳重に保管するのです。従つて、契約の内容については勿論、契約書の保管についても当事者は一切心配がいらないわけです。又必要な時は何時でも正本や謄本の下附が受けられる便利もあります。

又金銭の貸借関係やその他売買による代金の支払、賃貸借の賃料の支払等とか一定数量の代替物や有価証券等も引渡す事を内容とした契約の場合には更にもう一つ便利なことがあります。それは公正証書の作成の時に債務者側で金銭や代替物、有価証券の支払や交付を怠つた時は、自分の財産に対して強制執行を受けても異存がないという旨の一ケ条を入れておけば、後で債権者が強制執行をする場合は、裁判上の手続もいらず、單に公正証書の正本に公証人から執行文の附与を受ければよいので、裁判に要する日数、経費、手数が省かれて便利であり、又一方債務者の方でも公正証書をつくれば金を借りやすいといつた様な利点があります。

会社を設立する場合でも、組合を結成する時でもその契約書や代表者を選任する契約書、総会決議録等を公正証書にしておけば、その謄本を呈示することにより何時でも組合の存在や代表者の資格を証明することが出来、又対外的信用を高めるにも大いに役立つことになります。

又遺言状は本人の作成した自筆証書でもよいのですが、いろいろと厄介な形式があるため、折角作つても法律的に無効となることもあります。公正証書の形式による場合はこうつた事は全く心配いりませんし、公証人にも立会人（へ二名の立会人がいります）にも遺言の内容を知られたくない場合は秘密証書の形式によることができます。

税金の徴収にしましても税法で、他の債権に優先して徴収することが出来るようになつておりますが、納税者の財産について税金の納期より一年前に質権、抵当権が設定されている事を公正証書で証明できれば、これについての優先権が認められませんから税金滞納による差押え等も出来ないわけです。

その他色々と便利な点があり例へば一般に証書は、法律上確定日附というものがなければ完全な証拠力がありませんが、公正証書の場合は確定日附があり証拠力が完全で、訴訟その他にも便利ですし、私人の作成した証書でも公証人が認証すれば訴訟上、文書の眞偽が問題にされることなく、同時に確定日附が得られるわけです。

商法による会社設立の場合發起人の作成する定款も公証人の認証を受けなければ定款としての効力が発生しません。

以上公証制度のあらましについてお知らせ致しましたが、公証人役場は決して裁判所のように固苦しい処ではありませんし、必要な時は役場外に出張して事務を取扱つて呉れます。その場合の旅費日当等も、公証人手数料規則によつて定められ、それ以外の報酬は、名義の如何に拘らず受取つてはいけないことになつておりますから私人間の法律関係について必要な事が起れば気軽に相談して社会、法律の運営を円滑明確にして行く上に大いに役立つものと思われます（法務府）

公衆浴場のポスター募集

公衆浴場の公衆衛生について一般の関心を高め、清潔な、衛生的な、快適な生活環境をつくるためにポスターを募集します。学生、生徒はもちろん一般の應募を期待します。

応募規程

一、図案は公衆衛生の重要性を強調するもの
二、配色は五色以内
三、「きれいな公衆浴場」及び「和歌山県衛生部」「和歌山県衛生普及会」の文字を入れること
四、普通画用紙で大きさはB版（三七〇×五二〇）

〆切　昭和二十七年三月三十日午前中
発表　昭和二十七年四月上旬
表彰
一等　一名　一〇〇〇円
二等　二名　各五〇〇円
三等　三名　各二〇〇円
佳作　一〇名　各一〇〇円

なお発表展覧会を開催の予定

陽春にさきがけて 県営三月競輪

前節　7（金）　8（土）　9（日）
後節　14（金）　15（土）　16（日）

＝ NHKテレビジョン公開 ＝

◎無料公開

期間　三月一〇日～三月一四日　五日間
時間　午前一〇時―一二時　午後一時半―四時
会場　和歌山県立図書館（和歌山市城内）
内容　野外スタジオ（放送の実況）　受像室（受像器の公開）　ラジオ展示室、相談室
プログラム　挨拶、歌謡曲、舞踊、軽音楽、漫才、漫談、腹話術、奇術など
協賛　国税局、郵政局、専売公社、日本銀行、日本勧業銀行
主催　日本放送協会　和歌山県、和歌山市、県教育委員会

◉一般来場歓迎

出資金と貯金の増額を

農業協同組合の発展へ

望まれる組合員の協同の精神

農協の再建は現在各方面から望まれていますが、農協を強固なものにする原動力として第一に組合員各自の自主協同の精神、第二に出資金、第三に貯金があげられています。

講和条約の調印によつて、日本もいよいよ自由独立の日本になろうとしています。しかし狭い国土の上に乏しい資源と年々自然の災厄に見舞れながら、八千三百万人というぼう大な人口を擁している現状を考えただけでも日本の自立はなかなか生やさしいものではありません。

さてこれからの日本経済はどうなるだろうか、殊に私達の農家の経済にはどう響いて来るか、皆さんの農村経済は逐次堅実になりつゝありますが、決して楽にはなつていません。こんな状態では日本農業はひとり立ちで国際経済の仲間入りは到底出来そうもありません。

この時に当つて、皆さんの農村経済を自由経済と国際経済の荒波から守り農村経済の防波堤となるものはやはり皆さんの農業協同組合であります。農業協同組合をもりたてることは皆さんを守り日本農業を守ることであります。従つてこの際この農協をガッチリした基礎の堅い組合にしてこれを根城として農業を進めて行かなければなりません。皆さんの組合は防波堤となるだけの堅実な組合になつておりましょうか。

組合を強固にするには、何といつてもまず第一に皆さんの自主協同の精神が基となります。貯金や生産物の販売や文肥料、農機具等の購入も目先の利に捉われすぎて協同の力を發揮することを忘れてはなりません。協同組合の名の示すとおり四字とも力を合せ心を合すとなつています。今後はその名にそむかないように組合を十分利用しましょう。

第二には出資金でありますが、組合の出資金は家を建てる場合の土台に等しいものであります。

本県下の組合平均出資額は昨年末六〇万円となり設立当時の昭和二十三年の約三倍以上の増加となつています。しかし農協財務処理基準令で規定せられている基準からいうと、この三月末迄に約倍額の、一組合平均一〇〇万円以上にせねばならない計算になります。この基準に達するため各組合ではそれぞれの目標を定め増資運動を強力に行つています。

第三には貯金の増強でありますが、農協貯金は年々増加の一途を辿り昨年末、一組合平均一千五十五万円となり設立当時の約二倍の増加となつています。しかし県下農家収入額と比較しますと、まだまだ増やさねばならないと思われます。

出資金や貯金が少ないと事業資金にも窮し、止むを得ず利子の高い金を借り入れねばならないし、立派な経営者があつても充分な活動をすることが出来ない結果となります。皆さんを守る農業協同組合をガッチリした強いものに一日も早く仕上げるため出資金と貯金の増加に協力しようではありませんか。(農業協同組合課)

BCGは有効無害

現在日本では最良の予防

昨年十月、箱根における吉田首相との会見よりの帰途〃BCGは場合によつて中止になるかもしれない〃との橋本厚相の談話は、果然大波らんを巻き起し、第一線に立つて結核予防の為挺身している吾々をとまどいさせたのであります。其後BCGの有効無効の論、有害無害の論争は国の上下を通じ、専門学者であると否とに関らず、結核の脅威にさらされ、その防衛の為に常に心身を労している国民の重大関心事となり今や政治問題とさえなつた本論争の帰するところを見守つていたのでありますが、当の橋本厚相が遺族援護問題にからんで辞表を提出した去る一月十八日「BCGは有効無害であることを再確認する接種技術、方法、保存方法等を改良して接種を継続する」と發表し、本問題に終止符を打つと共に、続行の意志を宣明したのであります。

この結果は勿論吾々の予期したところでありますが、BCG論議が全国結核予防に及ぼす悪影響を憂慮していました世の識者と共にまことに喜ばしい事であります。BCGは有効無害であります。この事は今回の論争により更に深く科学的に立証せられたと言えます。従来BCG接種の為に誘發せられたと云う結核はすべて根も葉もないBCGに対する濡れ衣であることがわかりました。

只注射部位の潰瘍は結核免疫獲得の為の止むを得ないことでありますが、技術的に之を最少限に喰い止める努力がなされています。又BCGの効力を確保する為に本年は県下各保健所に電気冷蔵庫が設備される筈であります。

従来BCG接種の基礎になるツベルクリンの力価の点も、種々批難せられ、すでに結核に罹患しているに拘らずツベルクリン反応が陰性であり、為に之にBCGを接種すると云つた矛盾もあり、之をさける為に非常な注意を要した場合もあつたのでありますが、このことはツベルクリン力価の確保に対しても細心の努力がなされて居り、疑わしいものには更に濃厚な液で判別する様になります。

又BCGは今まで一〇〇人分アンプルが専ら売出されていましたが今後二〇人分アンプルが売出され一般外来における予防接種に用い得られましょう。

重ねて申しますがBCGは有効無害であります。そして現在の段階の日本では結核予防の為の最良の方法たること疑う余地なきものであります。その施策が強行せられる様になつてから我国の結核死亡数は昨年度すでに十万の線を割り、一時の半数に減じたのであります。本県では今年も昨年に引き続き更に広範な層にこの予防接種を浸透させる様努力するつもりです。県民各位も積極的に之に協力し、結核に対する力強い防壁を我々の体内にきづく様〃うつらぬうちにBCG〃の標語を一きわ高く掲げられ之の実践に邁進されんことを願うものであります。

越冬する赤痢

和歌浦に集団発生

昨年十月末の日東紡績広工場集団發生(二八六名)以来、県下に散發を続けながら冬を越した赤痢は、二月に至つて観光地和歌浦に七名の患者が發生し、今尚続發の危険に曝されている。

古今東西寒風吹きすさぶ厳寒に赤痢が流行するというようなことは、一部の例外を除いては全くみられなかつた事である。〃春が来るとのしらせには赤い椿の花が咲く〃という言葉があるが、冬中ちらほら狂い咲いていた椿が、愚かな人間を尻目にパッと微笑つたのを何としよう。そして椿とは似もつかぬ赤痢ときては風流も何もあつたものぢやあない。春を呼ぶ観光地の玄関口にパッと發生したのは椿と思い合せて何かの示唆を投げているのではなかろうか。従来寒コレラはあつたが、寒赤痢などというものは私達当事者ですら聞及んだことはない。

アイスキャンディーと共に夏のものと決つていた赤痢が、何故夏だけであきたらず、冬にまで流行するようになつたか。学問的な結論を紹介すれば正に肌寒物である。

即ち、赤痢菌の旺盛な増殖力、如何なる新薬にも耐えてゆく恐るべき赤痢菌の億力に外ならないのである。昨年夏の大流行に、彗星の如く現われたクロヽマイセチン等の特効薬にすら、たちまちにして低抗性を獲得した赤痢菌を何とみる。学者や指導者が人智を絞つても、大衆の拭い難い無精と盲点を縫つて、今やわれわれ郷土全般に亘つて猛烈な速度で蕃殖しているのである。赤痢菌の住居は何処か。それは赤痢患者、それと健康保菌者の糞便の中にある。

不潔な環境―赤痢 住居の浄化の先決

防疫冬の陣に現われた赤痢發生地区の状況は、殆ど環境の不良な不潔な街にかぎられている。下水の悪臭や魚の腐敗臭が鼻を突く露路の小市民街、井戸も便所も共用でお粗末至極、どぶは家々を縫い、鼠が足もとで餌をあさつているといつた状況そしてこゝの人々は此処から毎朝魚の行商に出かけてゆく。蒲鉾屋もあり飲食店もあり理髪屋さんもある。まことに危険至極である。發生患者の殆んどは、同一家族でもなく食膳を共にした覚えもない。只ふるえ上るのみである。この人達にはどうして感染したのかわからない。不完全な釣瓶井戸に群つて洗濯をし、野菜を洗つた、放けつぱなしの共同便所と下水の直結、どぶから台所え通つている鼠に気がつかなかつたのである。

赤痢にかゝる人は何等かの経過でその糞便を喰つている。実は不完全な井戸、掃除を知らない下水、どぶ鼠のじゆうりんにまかされた炊事場からくる。

今や、汚ならしい地域には赤痢菌がうようよして、人間の口に這入る機会をねらつていると考えてよい。

何と云つても生活環境をきれいにすることが先決である。金はかけなくとも、共同作業と平生の心がけ一つで或程度迄の浄化は可能である。〃和歌浦〃は一つの生きたモデルと云えよう。

先ず生活環境の浄化、それに個人個人の予防実践で赤痢菌に打勝つより致し方ないのだし、それで結構赤痢をノックアウトできるのである。赤痢は必らず口から侵入するのだから、飲水食物に要心して手を常にきれいにすること、そしてこれらが汚れないようなきれいな生活環境を醸し出すことがすべてであり、薬があるからとて絶対油断も隙も相成らぬのである。

冬でさえこの始末、赤痢菌がわが世の春を謳う日が思遣られるのは当然である。敗戦の昭和二十年の混乱期の全国赤痢患者数は届出られたものだけで九万六千人だつたのが、二十三年には一万五千人に減少したのも束の間、翌二十四年から再び増加を初め二十五年には一躍五万人弱、そして昨二十六年には一躍九万二千人と敗戦当時を再現してしまつた観があり、この分では本年は一五万人を数える勘定になり、世界情勢もさることと乍ら、人間と赤痢菌の生存斗争の段階に入ろうとしている。

木製品コンクール

重要木工県指定三週年記念

本県の木製品工業(建具、家具)は明治初期より紀の川の水運を利用して吉野材の集荷地である和歌山市を中心として發達し伝統をもつ県の重要産業としての地位を占めて来ました。

その販路は後背地の大消費都市大阪を初め中国、九州その他関東等を重点とし、その製品は戸、障子、襖、紀州箪笥を中核として全国的に先進木工県としての地位を築き又新興企業として洋家具の勃興を見ました。

偶々戦時中の徴用、転廃、敗戦による戦災等により、終戦時に於ては僅かに余命を保つていたに過ぎませんでした。

終戦を迎え戦時中の物資不足による一般需要の復活と軍需工場の転換、企業の戦前復帰等により、他企業に比べて一早く戦前に復興して来ましたが、生活必需産業振興の見地から、昭和二十四年三月十日商工大臣より本県の木製品工業を対象として重要木工県に指定されると共に、和歌山市は建具、家具の集団地として指定され、爾来中央に於ても重要木工県振興対策として資材の特配その他振興助成をし、県に於ても重要産業として凡ゆる振興対策をこの企業に重点的に実施して来ました。

県では販路拡張のために見本市の開催、経営技術水準向上のための先進地の視察、品質改善のための県営乾燥施設の設置、その他技術講習会の開催、企業診断の実施等を通じて業界の啓發指導と振興を助成して来ました。

この間立地条件に恵まれた府県に於ては簡易工業、生活必需産業として育成振興を図り、各地に新興木工県の擡頭を見るに至り、そのため市場競争が激甚となり、殊に和家具に於ては戦後欧米文化の滲透による生活様式の変遷等により尠からざる影響を蒙り従前の安易な夢を貪ぼることが許されなくなりました。

又最近に於ては工業標準化法による工業規格の事務用家具への適用等と相俟つて当然これに対処する体勢の整備が要請されています。即ち新時代に適応した意匠、品質、技術の高度化等に対する真剣な研究意欲と、加えて木製品を通じて国民生活水準の向上に寄与するという生産者道徳の昂揚に企業家の自主積極的な努力が従前に倍して必要となりました。

そこで今度来る三月十日の重要木工県指定三週年記念日を中心にして一週間、県及び主産地の和歌山市の共催と業者団体の協賛で木製品コンクールを丸正百貨店に於て開催し、広く県民各位の前に企業家の努力の実蹟を展示して優秀作品の表彰を行うと共に、専門家及び一般需要家代表を招待して、現実の本県木製品工業の批判と将来の在り方についての助言を得ると共に県製品の愛用普及を通じて県産業の振興を図らんとするものである。従つて本コンクールは本県木製品工業者の良心的、且つ苦心と創意に富む優秀作品の一大展示であることを充分認識せられ意義あるコンクールとして有終の成果を収め得るよう県民各位の御支援と御協力を切望します。

なお展示品については売約を承ることとなつています。

県物産見本市

東京の全國物産館で

今度県及び四市主催で三月十三日から十五日まで東京で「和歌山県物産見本市」を開催します。

会場は東京都の中心に位置する全国物産館(東京都中央区銀座東六丁目七)で、こゝに本県が誇る種々の特産品展示し、広く在京浜地方の貿易商社、百貨店、問屋筋に紹介し、関東方面に市場の少い本県物産の販路を開拓するのに役立つことが期待されています。

交換分合 当選標語

県及び県土地改良貫徹促進連盟が主催で、さきに県下の中小学校生徒から募集した「農地交換分合標語」は、二月二十一日応募作品五九四句を慎重に審査した結果、金賞(入選)一〇名、銀賞二〇名、銅賞一四〇名の優秀作品を決定し、それぞれ地元の農業委員会を通じて賞品を贈呈した。

入選者は次の通り。

金賞当選

交換で手間も半分つかれも半分　木下貞子(妙寺中)

交換で省け時間と無駄な足　木村愛(笠田中)

田をよせて生かせ力を増産に　小川浩(岩出小)

交換でふとる農地に手間半分　紺谷道江(岩出小)

交換で互にむすぶ手と畑　宅田良作(西貴志小)

交換で続く田畑に稔る稲　高田幹生(西貴志小)

分合で続く田畑に無駄はなし　津田久嗣(竜門小)

惜しみなく換えて稔りの秋がくる　白井とし子(志賀小)

交換で土地も家畜も家も肥え　三上孝子(志賀小)

山越しの不便も消える交換分合　平越武生(稲原小)

今月の天気

一、天気

上旬は、大陸の高気圧は例年並で(一時發達する)、沿海州方面に張り出し、また北海道方面に高圧部を分離する傾向があります。低気圧は本州南海上に現われ易く、また一時オホーツク海低気圧が發達するおそれがありましょう。天気はやゝ悪く二、三日間はつきりしない天気になりましょう。

中旬は、バイカル方面の高気圧は強い見込です。また北日本を通る移動性高気圧が現われ、一時本邦をおおうことがありましょう。低気圧は一個ぐらいやや發達するかも知れません。天気は概して良いものと思われます。

二、気温

上旬は、高低温の変動が現われる見込です。平均では平年並ですが、高目の所もありましょう。中旬は、全般にやや低い傾向です。

三、降水量

上旬は、平年並で、所によりやや多い見込です。中旬は、やゝ少いでしょう。

NHK「皆さんの健康」

放送予定 昭和二十七年三月 (午后三時十五分―三十分)

放送日	曜	演題
三日	月	予防接種について
四日	火	春先の精神衛生
五日	水	結核回復者の就職
六日	木	牛乳の知識
七日	金	ラジオ健康相談 ―泌尿器科―
十日	月	外出に依つて起る病気
十一日	火	虚弱学童施設を訪ねて
十二日	水	結核患者と神経症
十三日	木	学校衛生について
十四日	金	ラジオ健康相談 ―小児科―
十七日	月	春は食物に御注意
十八日	火	多くなる胃腸病
十九日	水	入学と就職前の注意
二十日	木	これからの皮ふの衛生
廿一日	金	家庭を破壊する病気
廿四日	月	蛔虫の駆除
廿五日	火	結核に罹つたお母さんへ
廿六日	水	乳児の育て方
廿七日	木	ラジオ健康相談 ―結核相談―
廿八日	金	春先に多い結膜炎

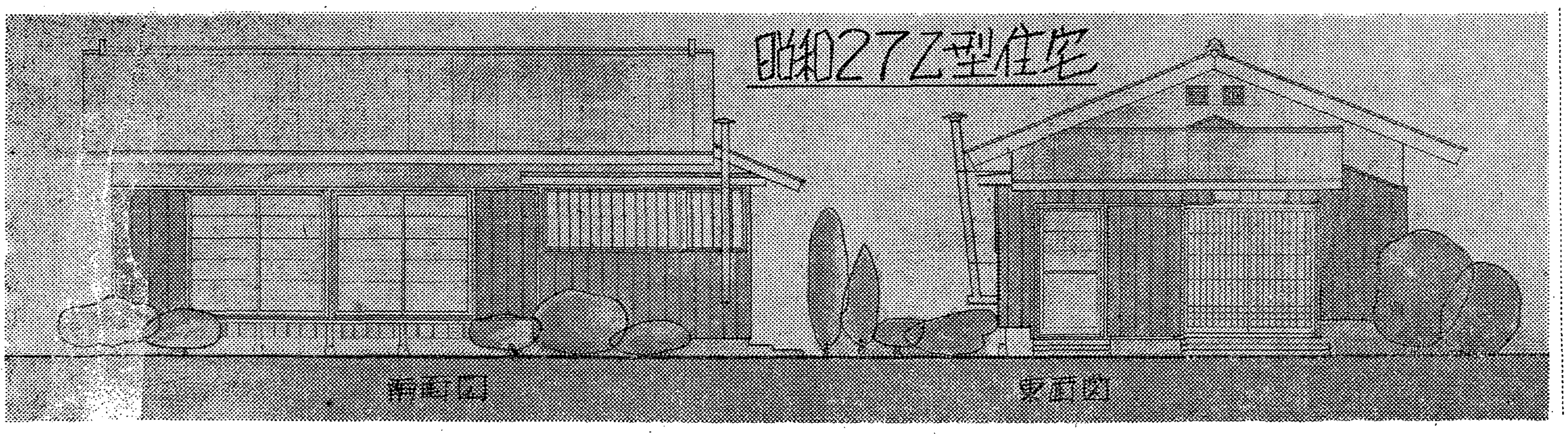

建築診断をして
丈夫な家を建てよう

「地震、雷、火事、おやじ」という言葉がありますが、地震、台風、火災等の災害は、常に私共の身辺につきまとつています。私共の生命と財産を守つてくれる私達の家が果してこれらの災害に耐え得るかどうかと、現在建築診断が行われています。

戦災をまぬかれた既存の古い建物は日一日と足許から腐つて来ています。一般に木造建築物の寿命は十五年だと言われています。京都では古い建物が多いので、これらの老衰建物について如何に補強修繕すればよいか、又どの程度まで寿命を延すことができるか等、建築物個々について、申請に応じ診断をしています。本県ではまだ既存の建物については診断を行つていませんが、新らしく建築する場合には建築基準法という法令に従つてこの診断を行つています。「建築の確認申請」というのがこれです。

都市の復興、都市の不燃化、都市の美化ー私共の住んでいる街をきれいにそして燃えない、丈夫な都市にするには、この街に建つ個々の建築物を第一に考えなければならないことになります。

「俺の金で俺の宅地に家を建てるのに何を文句を言うんだい」とよくいわれます。まことにその通りです。人間が山野をかけまわつて、木の実をかざり、獣の皮をまとい、土を掘つて住居とした大古ではその人自分一人だけのこと考えておればよかつたのでしよう。文化が進んだ今日では左様には参らぬようです。「お隣りの宅地に今度家が建つんだつてさ」「どんな家だい」「さあ、なんでも大工さんの話では、ガソリンの倉庫だつてさ」「そうかい困つたもんぢやのお」「こんなせまい敷地にそんな家が建てられたんぢや近所の者は心配で夜もロクロク寝られんのお」「なんとかならんものかのお」と…こうして先ず近隣の人から小言が出ます。「ガソリンに引火！」「火事だ！」という時は、せつかく金を使つて建てた御本人ばかりではなく、「近所に延焼！」「おりからの強風にあおられ町一面火の海と化して云々」とは、いつも新聞紙上をにぎわす言葉です。家が倒れると火事はつきものです。

雨、風、地震、雷、火事等の自然の力に対して私共の家が果して耐え得るだろうか？、特に今から家を建てられる方々は、その設計には色々と迷つてしまうことが多いでしようが、例えば敷地にどんな具合に家をおさめようか？、平面は？部屋の使用勝手は？、日当りは？柱の太さは？筋かいの入れ具合は？土台の防腐は？ 床下の換気は？壁天井の構造は？便所の構造、井戸の位置は？等々と色々条件が加つて来ます。けれども家が建つてしまつて気が付くとも遅く、「仕事の手もどり」と云つて非常な不経済になります。

せつかく莫大な資金を投じて家を建てるのですから並大ていではありません。ですから建てる前に設計図によつて総てのことが事前に分ることが必要ですが、普通誰でも一寸出来ないことです。県ではこのことについては専門の建築士（建築主事）がその建築物について診断いたしております。

自分のため、人のため、町のために皆んなのために、建築するときには先ず確認申請をして診断を受けましよう。

法令は全県下に適用されていて特殊建築物とか大規模な建築物は全部この確認申請をする必要があり、一般の建築物でも次の二十五市町村は、確認申請をしなければならないことになつています。

和歌山市、海南市、田辺市、新宮市、亀川村岡田、有功村、直川村、西脇野村、粉河町、橋本町、高野町、高野口町、応其村、御坊町、由良町の一部、南部町、印南町、白浜町、勝浦町、那智町、太地町、古座町の一部、高池町の一部、下里町、西向町の一部（建築課）

労働ボスを排除！
労働者供給事業者の判定基準一部改正

人身拘束、強制労働、労働の中間搾取、等の悪弊が伴い易い労働者供給事業の排除については、昭和二十二年十二月一日職業安定法施行以来県職業安定課及び県下各公共職業安定所では関係諸機関の協力を得て、逐次その成果を挙げ本年一月までの摘発は、労働者供給事業と認定されたもの五四〇件、そのボス的支配から解放された労働者九、一一四四名、違反工場事業場三七七件に達している。

ところで昭和二十七年二月一日労働省令第一号により、職業安定法施行規則第四条の一部が改正され、或る作業における請負契約は実質的に労働者供給であるかどうかの判定基準の一部が変つたわけであるが、以下関係法令について具体的に述べてみよう。

職業安定法第四十四条には、労働者供給事業を禁止しまたこれら違法な労働者供給業者から労働者の提供を受けて使用することも禁止し、行つてはならない利用してはならない旨の、罰則規定が設けられている。

労働者供給というのは職業安定法にあるように、他人の求めに応じて自分の支配下にある労働者をさしむけ、その労働者を使用させることであり、従来人夫供給業とか、人夫周旋業とか、労働請負とか云われてきたもので、臨時的な作業のためとか、常用労働者で出来ないような危険作業又は常用労働者が嫌うような作業のために、工場事業場の需めに応じて所属の労働者を提供して就労させることを業としていたものである。このような制度は、労働者の就労が自らの意思によつて行われるのではなく、第三者の意思によつて決定されることが特徴的なことであつて、強制労働が伴い易く、また労働者供給を業とする者は通常これによる利益を得ることを目的とするものであるから、例えその方法が異なるものであつても、その利益の根拠は供給された労働者に依るものであり、直接か間接かを問わずいづれも労働者の当然取得すべき賃金から搾取しているものと見られ、その労働者の地位は真に封建的な隷属であるということができる。労働者供給事業の禁止はこのような意味からしても重要な意義を持つものである。

ところが巧妙なる労働者供給事業を厳格に取締つてゆくと、供給事業者は供給契約の形式をとらないで請負契約の形式によつて労働者供給事業と同様の行為を行おうとする脱法行為の発生が予想されるのである。然し労働者供給という名称を用いなくとも、実態が労働者供給であるものについては厳重に規制されるのであり、請負契約であるかどうかの判定基準を規定したものが職業安定法施行規則第四条である。即ち民法上又は商法上合法である請負契約であつても、ある特定の条件を具備しないものは労働者供給事業を行うものとしてこれを禁止することとしたものである。

ところでこの度此施行規則第四条第一項第四号の一部が改正されたが、結局請負業者は次の四つの条件の全部に該当しなければ（例え一つ欠いている場合でも）、労働者供給事業を行うものとして規制の対象となるのである。

一、或る作業を完成する上において、事業主として財政上及び法律上すべての責任を負うこと。即ち請負つた作業の完成に伴う所要資金その他諸経費を、自分の責任において調達支弁することであり、且つ民法上又は商法等の規定によつて、請負契約の締結に伴う請負業者としての所定の義務履行について責任を負うことである。

二、労働者を作業上及び身分上直接指揮監督すること。

請負業者が直接指揮、監督することが不可能な場合、業者の被用者で業者に代り責任を負いうる代人をして指揮監督させるものを含む。

三、労働者に対し使用主として法律に定められたすべての義務を負うこと。

法律上使用者として労働者に対し、負わなければならない義務のすべてをいうのであつて、その法律の主なものは労働基準法、労働者災害補償保険法、失業保険法、健康保険法、労働組合法、労働関係調整法、民法等であつて、使用者として労働者に対する義務を完全に果すものでなければならない。

四、作業に必要な（イ）機械、設備、器材（簡単な工具を除く）（ロ）又は材料、資材を自ら提供すること。（ハ）又は企画、若しくは専門的な技術、若しくは経験を必要とする作業であること。

右の（イ）（ロ）（ハ）の中いづれか一を完全に具備して作業を行うことを要するものである。なお「簡単な工具」とは例えばスコップ、シャベル、リヤカー、荷車等機動力を要しないものをいい、従つてこれらは（イ）の機械器材に該当しないものである。

また「専門的な技術を必要とする作業」とは、技術担当者が担任の技術につき大学、専門学校又はこれと同等以上の学校において、これに関する学科を修め卒業した者か、或いは前記学校を卒業しないが少くとも十年以上の実際上の経験によつて、前記学校卒業者と同等又はそれ以上の技術力を有するものと認められる者が、技術監督しなければ遂行できない作業をいい。「企画もしくは経験を必要とする作業」とは、請負つた作業が企画又は少くとも十年以上の経験を要するもので、その作業の請負業者（又は請負業者の被用者で、業者に代り責任を負いうる代人）が企画して行うか、右の経験により行うものをいうのであつて、「企画、経験」は共に「専門的な技術」と相関連する場合が多い。従つて実質的に請負つた作業が「企画、専門的な技術」のいづれか一又は二以上が必要であること、それを提供して行うものでなければならず、仮りに請負業者は右の資格を持つていても、それが必要のない単純な作業である場合は該当しない。

県民の友を話題に
中貴志村の利用状況

「県民の友」を非常に効果的に読んでいる村があります。

これは那賀郡中貴志村で、この村へは村長の希望で「県民の友」を役場へ一括して送つていますが、これを村会議員、民生委員、農業委員、部落駐在員、部落増産班等、村や部落の指導的立場にある人々へ配つて、村や部落の種々の会合の際、いつもこれらの人々が「県民の友」に掲載された記事を話題にとりあげ、自分の読んだ事を説明したり皆で批判し合つています。

これは、村では想像以上に会合が多いから、会合を利用して「県民の友」を一般に拡めるのが最も効果的だという村長の着想で始められたものですが、広報活動に深い関心を持つこの村の村長は会合で「県民の友」を話題にとり上げるよう、自らもしばしば指導に出向いています。

この村では最初、部落内の小ブロック毎に回覧して読むことにしてたが、回覧だとじつくり読むことが出来ず、又途中で止つてしまうことが多く結局効果がないことがわかり、現在の方法を取ることになつたようです。これは村の指導者が、如何にすれば「県民の友」が多くの人々に読まれ、理解されるかを実践したという今までになかつた好ましい傾向で、注目されています。この村の一読者に「県民の友」についての声を聴いてみますと、「私たちが最も関心を持ち聞きたいのは〝県の財政の動き〟で、昨年の県税のあらましという図解入りの特集は、私達が県政を知る上に非常に役立ちました。これからも写真や図解、マンガ等を沢山入れて紙面を平易にやわらかくしてほしい。その他の点ではまあこれで良いのじやないでしようか。」と云つていました。

本紙は、県の広報紙としてより多くの人々に読まれるよう、一昨二十五年四月十一日（第七九号）から、発行部数を一三、五〇〇部と大巾に増加し、十五戸に一枚の割で県下に配付していますが、その利用状況、反響等についてはあまり知られていませんでした。中貴志村の場合は「県民の友」は県民が県政を理解するのに役立つている良い例といえましよう。

結核予防映画　黒い影
近く県下を巡回上映

厚生省と結核予防会の企画で、理研映画が製作を急いでいた結核予防映画「黒い影」が完成しました。この映画は、結核菌はいつても私たちのまわりにうようよしていて、私たちが呼吸をしている以上どうしても結核菌を吸いこまないわけにはいかないから、結核予防のキーポイントは①菌を吸いこんでもこれに抵抗する力をつくつておくこと、②いつ結核菌を吸いこんだかを知つて発病しないように用心すること、③もし発病していれば早く発見して適正な処置をとるべきことを人々に知らせ、また結核は見かけだけではわからないから、健康診断がどんなに大切であるかを強調したものです。劇的構成の中にも、結核菌のミクロ撮影や、日本で始めて成功したレントゲン撮影を挿入して、一層の効果をねらつております。県では近くこの映画を購入して巡回上映する予定です。

ストーリー

この映画の主人公は結核菌である。それは人間の姿をして、工場に、食堂に、そして人の集うあらゆる場所に、黒い影をひきながら現われる。

春浅い上野駅附近の陸橋に、午後の陽を浴びてじつと動かない女（相川たか子）、彼女は結核で、子供たちに感染するかも知れないという主治医の診断から、たつた今、つとめていたお邸から暇を出されたところである。田舎へ帰るつもりでお邸を出た彼女であつたが、しかし、彼女の仕送りが大きな支えとなつている両親や弟妹のことを思えば、帰るにも帰れないー働こう！何よりも、まずしい自宅の生活を支えねばならぬ！彼女は決心した。

×　×

一夜職を求めてさまよい歩いたたか子は、親切な屋台そばの親父に救われた。せまいその長屋の一室に、そば屋夫婦とその大ぜいの子供たちと重なりあつて眠るたか子。盗汗。軽い咳、だが誰も何の警戒もしない。やがて彼女は、親父の世話で近くの電球工場で働くことになり、女中奉公よりもお給金がよく残業手当も出るのでよろこんでいると、或日工場で集団検診があり、検診の結果精密検診に廻されることになつたたか子は、見破れるのを恐れてそのまま行方をくらませてしまう。

×　×

その後蒲田の製本所で働いていたたか子、病勢がだんだん進んでここもクビになり、とある食堂に住み込む。せきこみながら盛り分ける丼飯、それと知らば口に運ぶ客、客…

その頃そば屋一家では、長男の敬太が学校の集団検診でツベルクリン反応が陽転していることが知らされ、夫婦はビックリするが、たか子のことは忘れている。

×　×

たか子はやがてパチンコ屋へ、次は場末のバーへと、激しい咳、疲れる体、あらゆる生活への苦悩を酒にまぎらしながら、必死の生活を転落して行く。一日、誘われるままに男と競輪を見に行つた彼女は、突然喀血して倒れる。

保健所からの連絡で、中央保健所へかけつけたそば屋の親父は、忘れきつていたたか子のことを知らされて驚き、敬太の陽転とも思い合せ、健康診断を受けようと一家を引きつれて生れてはじめて保健所の門をくぐる。

×　×

ツベルクリン反応の結果は、敬太の他には親父夫婦が陽性だつたが、すでに固まつていて心配はなかつた。陰性の子供たちにBCGの注射をしてもらつて、はじめてホッとする夫婦ー

ーほんとうにたか子がうつしたのだろうか？保健医は、この疑問に力強く答える。

ー結核菌はどこにだつているんです。五〇人に一人の割で結核患者のいる日本の現状では、いつどこで、誰からうつされるかわからない。これを防ぐ唯一の方法は定期的な健康診断、早期発見、そして病気を防ぐ。これ以外にはありません…